

介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）  
 における訪問型サービス（訪問介護相当サービス、訪問型サービスA）  
 契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（以下「利用者」という。）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人江南市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒483-8177 愛知県江南市北野町川石25番地11
代表者（職名・氏名）	会長 石川 勇男
設立年月日	昭和55年1月22日
電話番号	0587-55-5262

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	江南市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
サービスの種類	訪問介護相当サービス 訪問型サービスA
事業所の所在地	〒483-8177 愛知県江南市北野町川石25番地11
電話番号	0587-59-8545
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日第2373600069号（訪問型サービスA） 平成30年4月1日第2373600069号（訪問介護相当サービス）
管理者の氏名	後藤 全子
事業の実施地域	江南市全域

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者の有する能力に応じ、その能力を最大限活かしつつ、状態の維持もしくは改善を図り又は要介護状態となることを予防し、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活の質の確保及び向上を図ることを目的にサービスを提供します。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他の関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する江南市や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

(1) **訪問介護相当サービス**は、訪問介護員が利用者のお宅を訪問し、日常生活上の支援を行うサービスです。身体介護及び生活援助の支援を提供し、自立支援の観点から利用者がその有する能力を最大限活用できるように、サービスの提供に努めます。

<p>・身体介護 (自立支援のための見守りの援助、日常生活動作の向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)</p>	<p>・利用者と一緒を手助けをしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）／入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防及び気分の確認などの声かけを含む）／ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）／移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要ときだけで事故がないように常に見守る）／車イスで移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助／洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う／認知症の高齢者の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す</p>
<p>・生活援助 (自立支援のための見守りの援助)</p>	<p>・健康チェック（利用者の安否確認）／環境整備（換気、室温、日あたりの調整）／掃除（居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し）／洗濯（洗濯物の乾燥、洗濯物の取り入れと収納）／ベッドメイク（シーツ交換等）／衣類の整理・被服の補修／一般的な調理、配膳等／買い物、薬の受取り（日用品等の買い物、内容の確認、品物、釣銭の確認含む）</p>

※生活援助のうち、訪問介護員が代行するのではなく、訪問介護員等が利用者と一緒に手助けしながら、行う掃除（安全確認の声かけ疲労の確認を含む）、その他利用者の自立支援に資するものについては、身体介護に該当します。

※利用者以外の家族分の掃除、洗濯等はいりません。

※預金、貯金の引き出しや預け入れはいりません。

(2) **訪問型サービスA**は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、日常生活上の支援を行うサービスです。例えば、利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用できるように、サービスの提供に努めます。

<p>・生活援助（自立支援のための見守りの援助）</p>	<p>・健康チェック（利用者の安否確認）／環境整備（換気、室温、日あたりの調整）／掃除（居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し）／洗濯（洗濯物の乾燥、洗濯物の取り入れと収納）／ベッドメイク（シーツ交換等）／衣類の整理・被服の補修／一般的な調理、配膳等／買い物、薬の受取り（日用品等の買い物、内容の確認、品物、釣銭の確認含む）</p>
------------------------------	--

※利用者以外の家族分の掃除、洗濯等はいりません。

※預金、貯金の引き出しや預け入れは行いません。

## 5. 営業日及び営業時間

### (1) 訪問介護相当サービス

営業日	月 ～ 金
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	月 ～ 金 午前7時00分～午後7時00分 土・日・祝日 午前7時00分～午後7時00分

### (2) 訪問型サービスA

営業日	月 ～ 金
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	月 ～ 金 午前8時30分～午後5時15分 祝 日 午前8時30分～午後5時15分

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
従事者	常勤 4人 非常勤 20人
サービス提供責任者（訪問事業責任者）	常勤 4人 非常勤 0人
うち介護福祉士	常勤 4人 非常勤 8人
うち訪問介護養成研修2級 （ヘルパー2級）課程修了者 うち介護職員初任者研修等修了者	常勤 0人 非常勤 12人

## 7. サービス提供の責任者

サービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、お申し出ください。

サービス提供責任者（訪問事業責任者）の氏名	後藤 全子
サービス提供責任者（訪問事業責任者）の氏名	原田 育子
サービス提供責任者（訪問事業責任者）の氏名	渡辺 千代子
サービス提供責任者（訪問事業責任者）の氏名	内田 喜代

※居宅介護支援事業者等との連携について（現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きを居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報共有を行います）

※その他サービスの提供に関する管理等について（居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対して自身

の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行いません)

## 8. 利用料金

(1) 利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料金」は以下の利用料金表のとおりであり、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

(2) 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス・支援計画書において位置づけられた支給区分によって以下のとおりとなります。

(3) 以下の利用料金は、介護保険における介護報酬単位に基づく金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に書面でお知らせします。

(4) 江南市は地域区分が「6級地」であるため、1単位10.42円となります。

### (5-1) 訪問介護相当サービスの利用料金表(介護職員処遇改善加算は含まれていません。)

算定項目	基本利用料金	利用者負担金割合			
	(基本単位数)	1割負担	2割負担	3割負担	
事業費単価 週1 (週1回程度の利用)	月 <u>12,253円</u> (1,176単位)	<u>1,226円</u>	<u>2,451円</u>	<u>3,676円</u>	
事業費単価 週2 (週2回程度の利用)	月 <u>24,476円</u> (2,349単位)	<u>2,448円</u>	<u>4,896円</u>	<u>7,343円</u>	
事業費単価 週3 (週3回程度の利用)	月 <u>38,835円</u> (3,727単位)	<u>3,884円</u>	<u>7,767円</u>	<u>11,651円</u>	
加算	初回加算	<u>2,084円</u> (200単位)	<u>209円</u>	<u>417円</u>	<u>626円</u>
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	<u>1,042円</u> (100単位)	<u>105円</u>	<u>209円</u>	<u>313円</u>
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	<u>2,084円</u> (200単位)	<u>209円</u>	<u>417円</u>	<u>626円</u>
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	上記の該当する金額の合計の14.5%に相当する額	左記の1割	左記の2割	左記の3割

※上記の金額は目安を表示したものです。総単位数の合計金額については、小数点以下の端数処理を行うため、差異が生じる場合があります。

※訪問介護相当サービスの初回加算 については、以下の場合が対象となります。

①はじめて訪問介護事業所を利用する場合

②介護保険サービスを利用していた要介護者が変更申請(チェックリスト)で認定を受け、要介護度状態区分が要支援1・2又は訪問介護相当サービスの事業対象者となった場合

③訪問型サービス A を利用していた事業対象者が変更申請で認定を受け、訪問介護相当サービスの事業対象者となった場合

④過去 2 か月に当該訪問介護事業所から訪問介護相当サービスを利用していなかった場合で、再度利用を開始する場合

※「個別サービス計画」を作成し、初回の属する月に、「サービス提供責任者（訪問事業責任）が自らサービス提供」したか、「サービス提供責任者（訪問事業責任）が他のスタッフのサービス提供に同行すること」が初回加算の算定要件となります。

初回加算：200 単位／月

※生活機能向上連携加算（Ⅰ）は、サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合に加算します。

生活機能向上連携加算（Ⅰ）：100 単位／月

※生活機能向上訓練加算（Ⅱ）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、共同して利用者の心身の状況等を評価した上で生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、連携してサービス提供した場合に加算します。

生活機能向上連携加算（Ⅱ）：200 単位／月

※介護職員処遇改善加算（Ⅳ）として、毎月算定した総単位数の 14.5% を乗じた単位を加算します。

※月ごとの定額制となっているため、利用者の諸事情による利用中止や月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。（日割り計算となった場合は、サービス提供単位数に基づいて計算します。）

①月途中で介護保険者証に記載してある要介護状態区分に変更があった場合

②月途中でサービス提供事業所を変更した場合

③その他、市が定める対象事由に該当する場合

(5-2) 訪問型サービスAの利用料金表

保険給付内介護サービス利用料金	算定項目	基本利用料金	利用者負担金割合		
		(基本単位数)	1割負担	2割負担	3割負担
	事業費単価 週1 (週1回程度の利用)	月 <u>9,305</u> 円 (893単位)	<u>931</u> 円	<u>1,861</u> 円	<u>2,792</u> 円
	事業費単価 週2 (週2回程度の利用)	月 <u>18,599</u> 円 (1,785単位)	<u>1,860</u> 円	<u>3,720</u> 円	<u>5,580</u> 円
	事業費単価 週3 (週3回程度の利用)	月 <u>27,915</u> 円 (2,679単位)	<u>2,792</u> 円	<u>5,583</u> 円	<u>8,375</u> 円

※月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。(日割り計算となった場合は、それぞれの単位に基づいて計算します。)

- ①月途中に事業対象者(訪問型サービスA)から事業対象者、要支援1・2(訪問介護相当サービス)又は要介護度への変更があった場合
- ②サービス事業所を変更した場合
- ③その他、市が定める対象事由に該当する場合

(6) 利用者負担金のお支払方法

上記(5-1)、(5-2)に記載のある利用者負担金は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、サービス提供月の翌月27日に利用者の指定金融機関口座から引き落としさせていただきます。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員が交替することがあります。訪問介護員が交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「4. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ②サービスの実施に関する指示

サービスの実施に関する指示は事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話についても使用させていただきます。

#### （4）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

##### ①医療行為及び医療補助行為

##### ②利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受

##### ③各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など金銭に関する取扱い（銀行等での入出金含む）

##### ④利用者の家族等に対するサービスの提供

##### ⑤その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

#### 10. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために下記の対策をします。

- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護職員に周知徹底を図る。
- （2）事務所における虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）事務所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- （4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

#### 11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに関係機関及び家族等へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

1 2. 苦情相談窓口

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

事業所相談窓口	電話番号 0587-59-8545 窓 口 サービス提供責任者（訪問事業責任者） 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
---------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

江南市役所 ふくし部介護保険課	所在地 江南市赤童子町大堀90番地 電話番号 0587-54-1111 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
愛知県国民健康保険 団体連合会	所在地 名古屋市東区泉1丁目6番5号 電話番号 052-971-4165 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
愛知県社会福祉協議会運営 適正化委員会	所在地 名古屋市東区白壁1丁目50番地 電話番号 052-212-5515 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

江南市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

法定代理人 住所

氏名 印

家族又は身元引受人、立会人 住所

氏名 印

続柄

代筆の場合 代筆者名 (関係 )

理由 認知症有 手指動作困難 高齢 その他 ( )

押印しない場合 代替手段 ( )

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。